

工事費内訳書の取扱いについて

入札におけるダンピング防止や入札金額が適正に積算されているか等の確認のため、入札者に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるることとし必要な事項を定めるものとする。

(1) 対象工事

- ①すべての建設工事。

(2) 提出方法

- ① 電子入札による場合は、電子入札システムにより入札書と合せて提出すること。
- ② 紙入札による場合は、入札書郵送時に同封して提出すること。

(3) 記載内容

- ① 入札参加者が見積もった入札金額の内訳を、指定された様式に記載する。
- ② 内訳書は、発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し記載すること。

(4) 取扱い基準

- ④確認は、入札書を開封した後、入札参加者全ての内訳書について行うものとする。
- ① 確認及び審査は、該当案件の開札終了後、落札候補者のみ行うものとする。内訳書が（5）のいずれかに該当し、無効となった場合は次順位者が落札候補者となる。
- ② 談合等不正行為の疑いがあった案件にあっては、名張市談合情報対応マニュアルの定めるところにより内訳書を確認、審査するものとする。
- ③ 提出された内訳書に不明な点があった場合は、説明等を求めることがある。
- ④ 提出された内訳書は、書換え、引換え、撤回することはできない。
- ⑤ 提出された内訳書は、返却しない。
- ⑥ 提出された内訳書は、設計図書ではないため、これを根拠に設計変更の対象とはできないものとする。

(5) 入札無効判断基準

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。ただし、当該不備が軽微な誤記であると認めるときはこの限りでない。

- ① 内訳書が未提出である場合。
- ② 提出された内訳書が未記載である場合。
- ③ 内訳書記載の金額と入札書が不一致の場合。
- ④ 一括値引き、減額の項目（スクラップ評価額を除く）が計上されている場合。
- ⑤ 設計図書（仕様書）に対応した記載がなされていないなど、記載すべき項目が欠落している場合。
- ⑥ 提出された内訳書内の内訳金額の計算に誤りがある場合。
- ⑦ 提出された内訳書に件名、入札者名の記載が無いもの若しくは押印の無いもの、又は、これらの判別が不明な場合。ただし、電子入札システムによる提出の場合は、押印を省略することができる。
- ⑧ 不明な点について明確な説明がなされなかった場合。
- ⑨ 上記①から⑧に掲げるものの他、内訳書に著しい不備がある場合。